

河南町消費生活だより

第11号 平成25年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

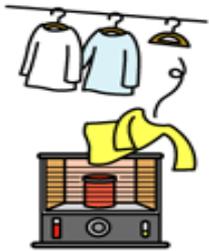
平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。
寒い季節になり、暖房機器を使用する機会が多くなってきました。
それに伴い、国民生活センターには暖房機器などの事故情報が寄せられています。
事故を未然に防ぐためにも、暖房機器の点検をし、安全な冬を過ごしてください。
そこで、第11号では「冬の製品事故情報」について紹介します。



石油ストーブ



【事例】

石油ストーブに洗濯物が落下し、火災が発生した。

【注意ポイント】

洗濯物やカーテンなど燃えやすいものは、ストーブの周辺には置かないようにしましょう。

石油ファンヒーター



【事例】

石油ファンヒーターを使用中、近くにあったスプレー缶が爆発した。

【注意ポイント】

カセットボンベやスプレー缶などは、加熱されると破裂・爆発することがあるので、熱源の近くに置かないようにしましょう。

こたつ



【事例】

こたつの外枠が変形し、ヒーターカバーとこたつ布団がこげた。

【注意ポイント】

火災の原因にもなるので、こたつの中でこたつ布団や座いす、座ぶとん等が、ヒーターユニットに接触しないようにしましょう。

湯たんぽ



【事例】

湯たんぽをカバーに入れて使っていたら、低温やけどを負った。

【注意ポイント】

湯たんぽや電気あんかは、カバーなどをしているでも低温やけどを負うことがあります。寝る前に、布団から出すようにしましょう。

その他にも、事故情報や社告・リコール情報など製品事故に関するトラブルがたくさんあります。

より詳しく知りたい方は、NITE(製品評価技術基盤機構)のホームページを参考にして、製品事故から身を守りましょう。(http://www.jiko.nite.go.jp/)



長期使用製品安全表示制度 をご存知ですか？

製品を長期間使用すると、部品などの劣化(経年劣化)により、火災や死亡事故などを起こすおそれがあります。

そこで、長期間使用する製品について経年劣化による製品事故を防ぐため、平成21年4月から「長期使用製品安全点検・表示制度」が設けられています。

<表示例>

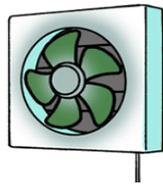


【製造年】20××年

【設計上の標準使用期間】〇〇年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・ケガ等の事故に至るおそれがあります。

- 対象製品● 扇風機、換気扇、エアコン、洗濯機(全自動/2槽式)、ブラウン管テレビの5品目
(※平成21年4月以降に製造または輸入された製品が対象)



確認してみてください！



- ・これらの家電製品を長期間使用していると、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部の部品が劣化して発煙や発火のおそれがあるので注意しましょう。
- ・製品が作動しない、異音や異臭がするなど使用中に異常がみられた場合は、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、メーカーや販売店に相談しましょう。
- ・設計上の標準使用期間を超えた製品はラベルや取扱説明書に従い、対応しましょう。

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課 (役場2階)

☎0721-93-2500 (内線281・282)

※4月1日から、消費生活相談業務の広域化がスタートしました。

これに伴い、河南町の消費生活相談は「富田林市消費者相談室」が窓口となりました。

